

軽井沢町企業機会均等推進協議会・軽井沢町 人権に関するポスター募集実施要項

1. 目的

町では、「軽井沢町差別撤廃と人権擁護に関する条例」が制定されており、差別のない明るい軽井沢町の実現を目指しています。

本年も、軽井沢町企業機会均等推進協議会と共に、人権に関するポスターを募集し、展示することにより、人権教育の成果を町内に広く周知して、更なる人権教育の推進を図るもので

2. 募集対象 中学2年生

3. 募集点数 各クラス3点ずつ 4クラス×3点 計12点 (応募点数となるよう調整願います。)

4. 募集内容等

内 容：下記の内容をテーマとし、人権意識の高揚を呼びかける内容で、
主題は明るい展望の持てるものし、図柄等は独創性に富んだものとする。

テーマ「こども基本法」

規 格: 画用紙の四つ切（軽井沢町で支給）を利用し、画材は自由。横書きとする
こと（厳守）。

※ 作品には人権啓発のスローガンとなるようなタイトルを入れ、
作品の裏面に学校名、学年・クラス、氏名（ふりがな）を明記
した紙（横15cm×縦8cm）を裏面に貼付する。

※ 応募に当たっては、別添の公表同意書に記入のうえ、作品と一緒に
提出してください。（応募された作品及び応募者の氏名、所属学校
名、学年、クラスについては、展示の他、軽井沢町の広報紙やホー
ムページ、啓発資料及び啓発グッズ等に掲載する場合があります。）

5. 審査

審査員：軽井沢町企業機会均等推進協議会会長、同副会長、
町内各学校人権同和教育担当教諭、軽井沢町教育長、総合政策課長、
こども教育課長、生涯学習課長

審査会：審査会出席者と日程調整の上、決定（10月初旬頃の予定）

6. 賞の種類：町内の学校から提出された作品の中から学年ごと選考

- ・軽井沢町企業機会均等推進協議会長賞 1点
- ・優秀賞 2点
- ・入選 4点
- ・佳作 上記以外の全応募作品

※1 人権啓発推進のため、会長賞受賞作品を掲載した啓発ポスター等を作成し町内各所に配布する予定です。

なお、会長賞以外の作品は、県教育委員会が主催する「人権意識の高揚を目指すポスター」へ積極的に応募してください。

(県の規定により会長賞は応募できません)

7. 募集期間

令和7年8月29日（金）まで